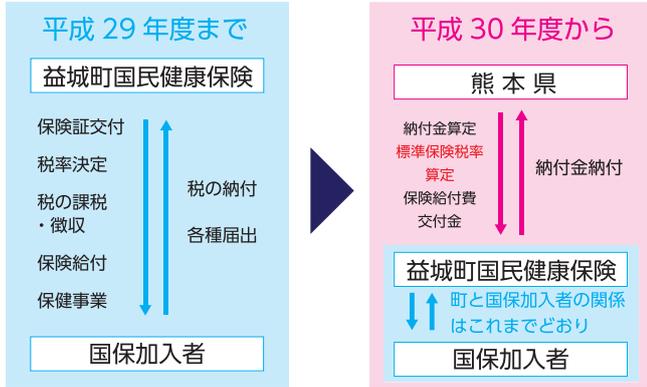


## いよいよ目前に迫った国保の都道府県単位化

### 国民健康保険が変わります

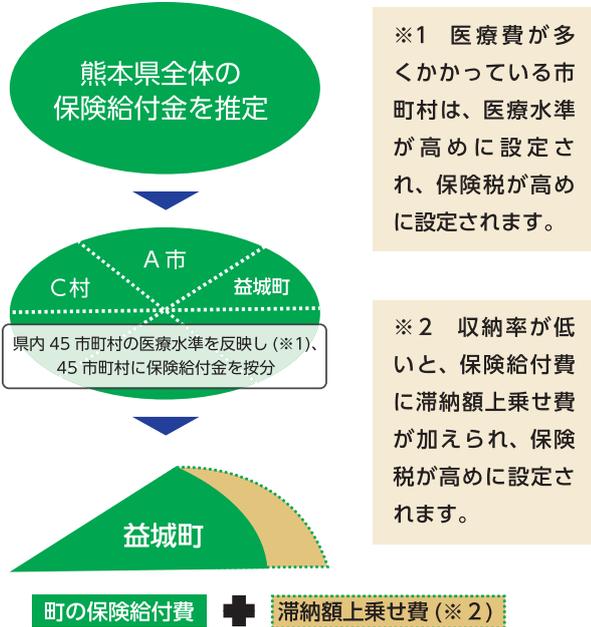
#### 1. 国保の運営に熊本県が加わります

これまで町が単独で運営していました国民健康保険ですが、平成30年度からは、熊本県が財政運営責任等の中心的な役割を担うこととなります。



#### 2. 標準となる保険税率の決まり方

国民健康保険税の税率は、今後、熊本県がそれぞれの市町村の標準となる保険税率等を毎年度示すこととなります。



※1 医療費が多くかかっている市町村は、医療水準が高めに設定され、保険税が高めに設定されます。

※2 収納率が低いと、保険給付費に滞納額上乘せ費が加えられ、保険税が高めに設定されます。

#### 3. 益城町の保険税課税水準 ～現状と今後の見通し～

熊本県の試算によると、仮に平成29年度に新たな国保制度を導入した場合の保険税の課税水準は、現状の水準とあまり変わらない結果となっています。これは新制度を導入するにあたっての**激変緩和措置**によるものです。新制度初年度となる平成30年度にも、国・県の激変緩和措置が行われることになっているため、保険税額の急激な上昇は避けられる見通しとなっ

ています。ただし、平成31年度以降は、徐々に**激変緩和措置**が縮小されることとなるため、今後、益城町国保では「医療費の適正化」や「保険税収納率の向上」に向けた一層の取り組み強化に努めます。

#### 激変緩和措置…急激な変化を避けるために行う措置

県の試算結果▶「1人当たり保険税(年税額)」(9月28日公表)

益城町 国民健康保険	参考情報(現在)	【県による試算結果】
	平成28年度の実際の年税額	平成29年度に新制度を導入した場合の年税額
	85,523円	84,497円

#### モデルケースごとの比較▶「現行税率の課税水準」と「県試算結果の課税水準」を比較

(所得額や人数などが同じと仮定。実際は、年ごとに所得額などが変動し、その影響を受けます。)

##### 【ケース1 子育て世代】

世帯主 45歳(所得額 200万円・固定資産税 10万円)、  
妻 41歳・子 15歳・子 10歳(所得・固定資産税なし)

現行年税額	8,500円	県試算結果による年税額
347,800円	税額減	339,300円

##### 【ケース2 高齢者世帯①】所得がある高齢世帯

世帯主 72歳(年金収入 220万円→年金所得額 100万円・固定資産税 15万円)、妻 68歳(所得・固定資産税なし)

現行年税額	27,400円	県試算結果による年税額
140,100円	税額減	112,700円

##### 【ケース3 高齢者世帯②】所得がない高齢世帯・貸家を想定

世帯主 72歳(年金収入 70万円→年金所得・固定資産税なし)、  
妻 68歳(年金収入 50万円→年金所得・固定資産税なし)

現行年税額	2,600円	県試算結果による年税額
27,900円	税額増	30,500円

#### 4. 標準的な算定方式への対応について

これまで、町では国民健康保険税を算定する際に、所得割、均等割、平等割のほか、資産割を導入していましたが、平成30年度からの税額算定については、県が標準的な算定方式を示す予定となっており、その原案によると、現時点では資産割を廃止する方向とされています。

これを受け、益城町国民健康保険についても、今回の制度改革を機に資産割を廃止する予定です。

国民健康保険課 年金係 ☎ 286-3113